

年金確保支援法 〇〇



いつもお世話になっております。

最近の雨は凄々しい雷を1半うことも多いですが、床のデスクはちょうど窓に向かう方向を向いているので、光っているのもよく見えます。

少し遅れて音が耳に届くのが、光の速さを思い出させて、「宇宙ってカッコいい...！」と心のなかで思っています...

さて、10月1日より「年金確保支援法」の一部が新たに施行されます。

① 未払いの国民年金保険料を遡って系内められる期間が、

過去2年分 → 過去10年分に変更されます。

※ ただし、H27年9月末までの3年間の実施となり、また、3年以上遡って保険料を系内付する際は加算金がかかります。

現在、日本の公的年金は原則25年以上保険料を系内付（免除期間を含む）していないと年金は受け取れません。

そこで今回将来年金が貰えない方や金額が少しい方を減らすために過去にさかのぼって系内められることになりました。

原則65歳までの加入期間が25年に満たない見込みの方は計画を立て、この制度をご利用いただければ、と思います。

ご自分の加入期間等が不明確な方は年金定期便を持って、年金事務所に相談に預けられることがオススメです。ご考慮くださいませ。